

事 務 連 絡
令和3年11月26日

スポーツ少年団 各位

宜野湾市教育委員会
教育長 知念 春美
(公印省略)

沖縄県対処方針変更に伴う12月1日以降におけるスポーツ少年団の活動
について(通知)

沖縄県の新たな対処方針をふまえ、本市としても12月1日(水)から当面の間、下記のとおりといたしますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

- 1 スポーツ少年団等の活動は、以下の条件のもと、活動できるものとする。
 - (1) 平日の活動は、早朝練習を含めて2時間程度とする。
 - (2) 土日祝日は、3時間程度の練習とする。
なお、土日祝日は、昼食を挟むことのないように時間を設定すること。
 - (3) 県内外の遠征(宿泊を伴う)や合宿は、感染症対策を十分に講じた上で行うこと。
 - (4) 練習試合や合同練習も上記(2)を遵守し実施できる。但し、移動時の感染症対策も十分講じること。
- 2 活動前後に、児童同士の飲食等を控えるよう特に指導を徹底する。
- 3 感染者又は濃厚接触者が出たスポーツ少年団については、停止を要請する。
活動再開時に学校施設を借用する場合には、学校長の許可を得ること。

※参考資料として

令和3年11月26日付け事務連絡「沖縄県対処方針変更に伴う12月1日以降における部活動およびスポーツ少年団等の活動について(通知)」

令和3年11月25日付け教保第1362号「沖縄県対処方針変更に伴う11月25日以降の県立学校の部活動について」